

## 法人の減価償却制度の改正に関する Q&A

平成19年3月30日に公布された所得税法等の一部を改正する法律(平成19年法律第6号)、法人税法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第83号)等により、法人の減価償却制度に関する規定(法31、令48等)が改正されました。これらの規定は、原則として、平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産から適用されます。

この Q&A は、その改正内容等を周知するため、主なご質問に対する回答を取りまとめたものです。

(注) パンフレットの内容は、平成19年4月1日現在における単体申告に係る法人税に関する法令に基づき作成しています。なお、連結申告に係る法人税についても、これらに準じた措置が講じられています。

### 《 目 次 》

#### 【1 改正の概要】

(Q1) 今回の減価償却制度の改正内容を教えてください。.....	4
(Q2) 新たな減価償却制度はいつから適用されるのでしょうか。.....	5
(Q3) 新たな定額法の償却限度額の具体的な計算方法について教えてください。.....	6
(Q4) 新たな定率法の償却限度額の具体的な計算方法について教えてください。.....	6
(Q5) 耐用年数省令別表第十の内容について教えてください。.....	7
(Q6) 法定耐用年数が2年の減価償却資産の償却額の計算方法を教えてください。.....	8
(Q7) 定率法を採用している場合において、当期の途中で事業の用に供した資産があるとき には、償却保証額に満たないこととなるかどうかを比較する金額は、定率法により計算し た金額を当期の事業供用月数で按分した金額によるのでしょうか、それとも定率法により 計算した金額(月数按分前の金額)によるのでしょうか。.....	9
(Q8) 増加償却を行った場合における定率法の償却限度額に関して、その計算方法の切替 えの判定について教えてください。.....	10
(Q9) 減価償却資産について選定できる償却方法は、法令の改正前後で異なるのでしょうか。 .....	11
(Q10) 平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約に係るリース資 産については、賃借人の側でどのような償却を行えばよいのでしょうか。.....	11

## 【2 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の取扱い】

- (Q11) 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産に、新たな定率法等の償却方法を適用することはできないのでしょうか。..... 12
- (Q12) 事業年度が1年の4月末決算の法人ですが、平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産について平成18年4月期以前に取得価額の95%相当額まで償却している場合、平成19年4月期から残存簿価の償却が認められることとなるのでしょうか。..... 12
- (Q13) 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産について、平成19年4月1日以後に開始する事業年度において取得価額の95%相当額まで償却することとなった場合の償却方法について教えてください。..... 13

## 【3 資本的支出の取扱い】

- (Q14) 既存の減価償却資産に対して平成19年4月1日以後に資本的支出を行った場合の償却方法について教えてください。..... 14
- (Q15) 形式基準による修繕費の判定等に当たって、「固定資産の前期末における取得価額」のおおむね10%相当額を一つのメルクマールとする取扱通達がありますが、今回の税制改正において資本的支出の金額を既存の減価償却資産の取得価額に加算しない場合に、従前の取扱いと異なる取扱いを受けることとなるのでしょうか。..... 16
- (Q16) 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産について、取得価額の95%相当額まで償却後、さらに残存簿価1円に向けて60月間の期間按分による償却を行っている事業年度において、資本的支出を行い、その資本的支出を資産本体に加算した場合の償却限度額の計算は、どのようになるのでしょうか。..... 17
- (Q17) 減価償却資産について、「定率法の償却率」による償却から「改定償却率」による償却に切り替わっている事業年度において、資本的支出を行い、その翌事業年度開始の日において資産本体に合算した場合の償却限度額の計算は、切り替わった後の「改定償却率」による償却を行うのでしょうか。..... 18
- (Q18) 平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約に係る賃借人が取得したものとされるリース資産について、資本的支出を行った場合の償却などの取扱いについて教えてください。..... 19

## 【4 除却損失等】

- (Q19) 現在、総合償却資産の一部に除却等があった場合の除却価額は、原則として、その除却等に係る個々の資産の取得価額の5%相当額によるものとされる取扱通達がありますが、今後も同様な取扱いが続けられるのでしょうか。..... 19
- (Q20) 現在、総合償却資産については、個々の資産の帳簿価額を管理せずに、一体のものとして減価償却費の計上を行っていましたが、今般の減価償却制度の改正を機に、個々の資産に総合償却資産の帳簿価額を配賦したいと思っています。ついては、総合償却資産の帳簿価額を個々の資産へ配賦する方法として、①まず、耐用年数通達の付表7によって個々の資産の未償却残額を計算し、②総合償却資産の全体の帳簿価額と個々の資

産の未償却残額の合計額との差額に相当する金額は個々の資産の未償却残額比により按分して配賦することは認められるでしょうか。..... 20

#### 【5 届出・手続等】

(Q21) 新たな償却方法を採用するに当たっての手続について教えてください。..... 20

(Q22) 償却方法の変更に関する経過措置について教えてください。..... 21

(Q23) 当社は適格分社型分割により分割法人から減価償却資産の移転を受けることになったのですが、分割法人におけるその減価償却資産の償却方法を引き継ぐことはできるのでしょうか。また、移転を受けた減価償却資産の償却方法について何らかの届出書等の提出が必要になるのでしょうか。..... 22

#### 【6 申告書別表十六の記載例】

(Q24) 平成19年4月1日以後終了事業年度分の申告書別表十六は、どのような改正が行われたのでしょうか。..... 23

(Q25) 改正後の申告書別表十六の具体的な記載例を教えてください。..... 24

(1) 「別表十六(一)旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の記載例 ..... 24

(2) 「別表十六(二)旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の記載例(事業年度が1年の法人) ..... 27

(3) 「別表十六(二)旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の記載例(事業年度が1年に満たない法人) ..... 30

〔参考資料〕 減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表 ..... 32

#### [ 略 語 ]

この「法人の減価償却制度の改正に関する Q&A」の文中で用いている略語は次のとおりです。

改正令 ..... 法人税法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第83号)

改正規則 ..... 法人税法施行規則の一部を改正する省令(平成19年財務省令第13号)

令 ..... 改正令による改正後の法人税法施行令

耐用年数省令 ..... 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(平成19年財務省令第21号)による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令

法基通 ..... 法人税基本通達(昭和44年5月1日付直審(法)25)

耐用年数通達 ..... 耐用年数の適用等に関する取扱通達(昭和45年5月1日付直法4-25)

文中、例えば「令48の2一」とあるのは、「法人税法施行令第48条の2第1項第1号」の条項を示します。

## 【1 改正の概要】

(Q1) 今回の減価償却制度の改正内容を教えてください。

(A) 減価償却制度については、企業の新規設備への投資を促進し、国際競争力を高めるためにも、国際的なイコールフットイングを確保することが重要になってきており、そのような観点から抜本的な見直しが講じられています。

### (1) 償却可能限度額及び残存価額の廃止等

#### ① 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産(令48の2、61)

償却可能限度額(取得価額の95%相当額)及び残存価額が廃止され、耐用年数経過時点に「残存簿価1円」まで償却できるようになりました。

#### ② 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産(令48、61)

従前の償却方法については、その計算の仕組みが維持されつつ、その名称が旧定額法、旧定率法等と改められた上、前事業年度までの各事業年度においてした償却費の累積額が、原則として、取得価額の95%相当額(従前の償却可能限度額)まで到達している減価償却資産については、その到達した事業年度の翌事業年度(平成19年4月1日以後に開始する事業年度に限られます。)以後の各事業年度において、次の算式により計算した金額を償却限度額として償却を行い、残存簿価1円まで償却できるようになりました。

(算式)

$$\text{償却限度額} = \left[ \text{取得価額} - (\text{取得価額の} 95\% \text{相当額}) - 1 \text{円} \right] \times \frac{\text{償却を行う事業年度の月数}}{60}$$

### (減価償却資産の改正後の取扱い)

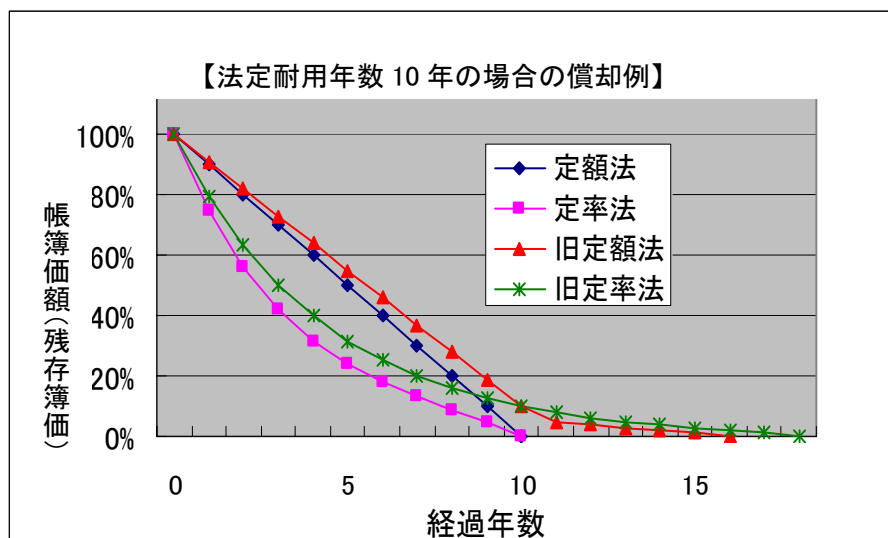
減価償却資産の取得日	償却可能限度額(残存簿価)	償却方法
平成19年3月31日以前	取得価額の95%相当額(残存簿価5%相当額)	旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法など
	上記到達後は残存簿価1円まで償却可能	(上記算式のとおり)
平成19年4月1日以後	残存簿価1円	定額法、定率法、生産高比例法など

(注) 平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約によって、その賃借人である法人が取得したものとされる「リース資産」については、「リース期間定額法」が適用されます。

なお、国外リース資産を賃貸する法人に適用される従前の「リース期間定額法」(改正後「旧国外リース期間定額法」)は、平成20年3月31日以前に締結するリース取引の契約に係るものに適用されます。

#### ③ 新たな定率法の導入

新たな定率法の導入によって、定額法の償却率の原則2.5倍に設定された「定率法の償却率」(耐用年数省令別表第十に規定)が適用され、従前の制度に比して、早い段階において多額の償却を行うことが可能になりました(令48の2)。



※ 耐用年数省令別表第十… 耐用年数省令に定める「別表第十 平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表」をいいます。

(2) 法定耐用年数の見直し

技術革新のスピードが早く、実態としても使用年数の短い減価償却資産について、法定耐用年数の改正が行われました。具体的には、次のとおりです。

○耐用年数省令別表第二(機械及び装置の耐用年数表)

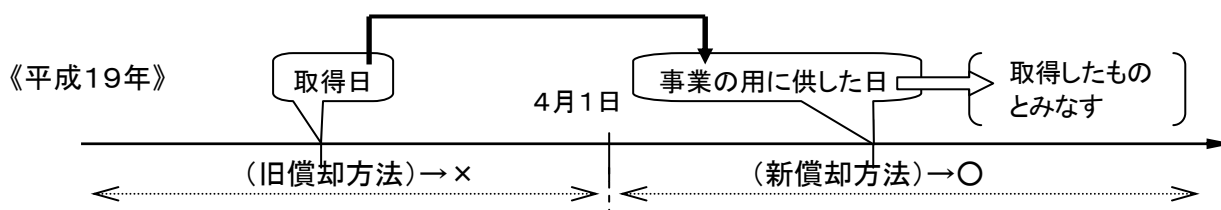
番号	減価償却資産(機械及び装置)	法定耐用年数
173 (旧番号 172)	半導体用フォトレジスト製造設備	5年 (改正前 8年)
268 の 2 (旧番号 268)	フラットパネルディスプレイ又は フラットパネル用フィルム材料製造設備	5年 (改正前 10年)

(注) 改正後の法定耐用年数は、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

(Q2) 新たな減価償却制度はいつから適用されるのでしょうか。

(A) 新たな減価償却制度は、原則として、平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産に適用されますので、結果として、平成19年4月1日以後に終了する事業年度の申告から適用になります(改正令附則11①)。

なお、法人が平成19年3月31日以前に取得をし、かつ、平成19年4月1日以後に事業の用に供した減価償却資産については、当該事業の用に供した日において当該減価償却資産を取得したもののみならず、新たな減価償却制度を適用することとなります(改正令附則11②)。



(Q3) 新たな定額法の償却限度額の具体的な計算方法について教えてください。

(A) 新たな定額法は、減価償却資産の取得価額に、その償却費が毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「定額法の償却率」(耐用年数省令別表第十に規定)を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額として償却を行うもので、耐用年数経過時点において残存簿価1円まで償却できます(令48の2①一)。

○ 定額法の償却限度額の計算式

$$(\text{定額法の償却限度額}) = (\text{取得価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「定額法の償却率」})$$

【設例】取得価額 1,000,000 円、耐用年数10年の減価償却資産の各年の償却に係る計算は、次のとおりとなります。

定額法の償却率 0.100 各年の償却限度額 1,000,000 円  $\times$  0.100 = 100,000 円

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
期首帳簿価額	1,000,000	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000
償却限度額	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	99,999
期末帳簿価額	900,000	800,000	700,000	600,000	500,000	400,000	300,000	200,000	100,000	1

(注) 10年目における計算上の償却限度額は 100,000 円ですが、残存簿価が1円になりますので、結果として、実際の償却限度額は 99,999 円になります。

(Q4) 新たな定率法の償却限度額の具体的な計算方法について教えてください。

(A) 新たな定率法は、減価償却資産の取得価額に、その償却費が毎年一定の割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じた「定率法の償却率」(耐用年数省令別表第十に規定)を乗じて計算した金額(調整前償却額)を事業供用1年目の償却限度額として償却を行い、2年目以後は、当該資産の期首帳簿価額(取得価額から既にした償却費の累積額を控除した後の金額)に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(調整前償却額)を各事業年度の償却限度額として償却を行います。

○ 定率法の償却限度額の計算式[(調整前償却額)  $\geq$  (償却保証額)の場合]

$$(\text{定率法の償却限度額}) = (\text{期首帳簿価額}) \times (\text{耐用年数省令別表第十の「定率法の償却率」})$$

その後、各事業年度の「調整前償却額」が、当該減価償却資産の取得価額に「保証率」（耐用年数省令別表第十に規定）を乗じて計算した金額である「償却保証額」に満たない場合は、原則として、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額（取得価額から既にした償却費の累積額を控除した後の金額）である改定取得価額に、その償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「改定償却率」（耐用年数省令別表第十に規定）を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額として償却を行うもので、耐用年数経過時点において残存簿価1円まで償却できます（令48の2①二）。

○ 定率法における償却限度額の計算式〔（調整前償却額）＜（償却保証額）の場合〕

$$\text{（定率法の償却限度額）} = \text{（改定取得価額）} \times \text{（耐用年数省令別表第十の「改定償却率」）}$$

【設例】取得価額 1,000,000 円、耐用年数10年の減価償却資産の各年の償却に係る計算は、次のとおりとなります。

定率法の償却率 0.250    保証率 0.04448    改定償却率 0.334

年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
期首帳簿価額	1,000,000	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319
調整前償却額	250,000	187,500	140,625	105,468	79,101	59,326	44,495	33,371	22,225	11,079
償却保証額	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480
改定取得価額 ×改定償却率								44,583	44,583	(44,583)
償却限度額	250,000	187,500	140,625	105,468	79,101	59,326	44,495	44,583	44,583	44,318
期末帳簿価額	750,000	562,500	421,875	316,407	237,306	177,980	133,485	88,902	44,319	1

（注）調整前償却額（133,485 円 × 定率法の償却率 0.250 ÷ 33,371 円）が償却保証額（取得価額 1,000,000 円 × 保証率 0.04448 = 44,480 円）に満たないこととなる8年目以後の各年は、改定取得価額（133,485 円）に改定償却率（0.334）を乗じて計算した金額 44,583 円が償却限度額となり、10年目において、残存簿価1円まで償却できます（10年目においては残存簿価1円となるために、44,318 円が償却限度額になります）。

（Q5）耐用年数省令別表第十の内容について教えてください。

（A）耐用年数省令別表第十においては、新たな定額法に係る「定額法の償却率」に加え、新たな定率法の償却限度額の計算を行う際に、その算定の基礎となる「定率法の償却率」、「改定償却率」及び「保証率」がそれぞれ規定されています。

なお、「平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産についての償却率表」（旧定額法・旧定率法）は耐用年数省令別表第九に規定されていますが、「旧定額法の償却率」と新たな「定額法の償却率」の定め方が異なりますので、該当する資産については、それぞれの償却率をお使いください。

○ 耐用年数省令別表第十(抄) (左の本表においては耐用年数100年までの計数を規定)

耐用年数	2	3	4	5	6	7	8	9	10
定額法の償却率	0.500	0.334	0.250	0.200	0.167	0.143	0.125	0.112	0.100
定率法の償却率	1.000	0.833	0.625	0.500	0.417	0.357	0.313	0.278	0.250
改定償却率	-	1.000	1.000	1.000	0.500	0.500	0.334	0.334	0.334
保証率	-	0.02789	0.05274	0.06249	0.05776	0.05496	0.05111	0.04731	0.04448

(注) 法人の事業年度が1年に満たない場合(設立1期目、半期決算など)は、次の算式により算定した償却率(小数点第3位未満の端数は切り上げます。)を使用して当該事業年度の償却限度額を計算します(耐用年数省令5②③)。

なお、「保証率」は算定し直すことはありませんので、事業年度が1年に満たない場合の「償却保証額」と比較する償却額は月数調整前の償却率を使用して計算することとなります。

(算式)

$$(\text{算定償却率}) = \left( \begin{array}{l} \text{当該減価償却資産の法定耐用年数} \\ \text{に} \text{ 応} \text{ ず} \text{ る} \text{ 「定額法の償却率」、} \text{ 「定率} \\ \text{法の償却率」 又は 「改定償却率」} \end{array} \right) \times \frac{\text{当該事業年度の月数}}{12}$$

(Q6) 法定耐用年数が2年の減価償却資産の償却額の計算方法を教えてください。

(A) 法定耐用年数が2年の減価償却資産の償却方法として定額法が採用されている場合は、耐用年数省令別表第十の「定額法の償却率」0.500により各年の償却を行い、2年目において、残存簿価1円まで償却できます。

また、当該減価償却資産の償却方法として定率法が採用されている場合は、耐用年数省令別表第十における「定率法の償却率」は1.000ですので、1年目において、残存簿価1円まで償却できます。

ただし、事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産については、次の算式により償却限度額を計算しますので、個々の資産の事業供用の時期によっては、上記のような償却年数には必ずしもなりません。

(算式)

$$(\text{償却限度額}) = \left( \begin{array}{l} \text{当該資産の当該事業} \\ \text{年度の償却限度額に} \\ \text{相当する金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{事業の用に供した日から当該事業} \\ \text{年度終了の日までの期間の月数}}{\text{当該事業年度の月数}}$$

(注) 上記算式における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。



(Q7) 定率法を採用している場合において、当期の途中で事業の用に供した資産があるときには、償却保証額に満たないこととなるかどうかを比較する金額は、定率法により計算した金額を当期の事業供用月数で按分した金額によるのでしょうか、それとも定率法により計算した金額(月数按分前の金額)によるのでしょうか。

(A) 事業年度の途中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額は、特例計算として、その採用している償却方法が定率法である場合には、定率法により計算した金額を当該事業年度の月数で除し、これにその事業の用に供した日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて計算した金額によることとされています(令59①一)。

ところで、定率法は、「当該減価償却資産の期首帳簿価額にその償却費が毎年一定の割合で逓減するように当該資産の耐用年数に応じた償却率を乗じて計算した金額」を各事業年度の償却限度額とし、「当該計算した金額が償却保証額に満たない場合」には、「改定取得価額にその償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた改定償却率を乗じて計算した金額」を各事業年度の償却限度額として償却する方法とされています(令48の2①二口)。

すなわち、償却保証額に満たないこととなるかどうかを比較する金額は、定率法による償却限度額を計算するための一過程として、期首帳簿価額に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額となります。

また、当期の途中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額については、その過程を経て求められた償却限度額に相当する金額を月数按分することとなります。

具体的な計算例は次のとおりです。

事業年度:平成19年4月1日～平成20年3月31日  
取得資産:器具及び備品  
取得年月日:平成20年3月15日(取得と同時に事業供用)  
取得価額:2,000,000円  
損金に計上した当期償却額:417,000円  
当期末の帳簿記載金額:1,583,000円  
耐用年数:6年(定率法の償却率:0.417、改定償却率:0.500、保証率:0.05776)

・定率法により計算した金額

$$2,000,000 \text{円} \times 0.417 = 834,000 \text{円} \cdots \textcircled{1}$$

・償却保証額

$$2,000,000 \text{円} \times 0.05776 = 115,520 \text{円} \cdots \textcircled{2}$$

・償却保証額②との比較は①の金額により行うこととなるため、償却保証額に満たないこととならない。

$$834,000 \text{円} < 115,520 \text{円}$$

・当期の償却限度額

$$834,000 \text{円} \times \frac{1}{12} = 69,500 \text{円}$$

(Q8) 増加償却を行った場合における定率法の償却限度額に関して、その計算方法の切替えの判定について教えてください。

(A) 増加償却を行う場合でも、耐用年数省令別表第十の「定率法の償却率」による償却から「改定償却率」による償却に切り替わる際の判定に当たっては、既にした償却費の累積額(過年度にした「増加償却額」も含まれます。)を控除した後の期首帳簿価額を算定の基礎として行うこととなります。

すなわち、過年度の増加償却額の累積額をも控除した期首帳簿価額に「定率法の償却率」を乗じて計算した「調整前償却額」が、当該減価償却資産の取得価額に「保証率」を乗じて計算した「償却保証額」に満たない場合において計算方法の切替えが行われることとなります。

(注) 当期の判定に当たっては、当期の増加償却前の金額で行われます。

【設例】取得価額 1,000,000 円、耐用年数 10 年の減価償却資産の各年の償却に係る計算は、次のとおりとなります。

定率法の償却率 0.250 保証率 0.04448 改定償却率 0.334 増加償却割合は各年とも 14%と仮定

年 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
期首帳簿価額	1,000,000	715,000	511,225	365,527	261,353	186,868	133,611	82,738	31,865
調整前償却額(A)	250,000	178,750	127,806	91,381	65,338	46,717	33,402	20,684	7,966
増加償却額(B)	35,000	25,025	17,892	12,793	9,147	6,540	4,676	2,895	1,115
償却額[(A)+(B)]	285,000	203,775	145,698	104,174	74,485	53,257	38,078	23,579	9,081
償 却 保 証 額	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480	44,480
改定取得価額× 改定償却率 (C)	-	-	-	-	-	-	44,626	44,626	44,626
増加償却割合×(C) (D)	-	-	-	-	-	-	6,247	6,247	6,247
計 [(C)+(D)]	-	-	-	-	-	-	50,873	50,873	(50,873)
償 却 限 度 額	285,000	203,775	145,698	104,174	74,485	53,257	50,873	50,873	31,864
期末帳簿価額	715,000	511,225	365,527	261,353	186,868	133,611	82,738	31,865	1

※ 上記の表において調整前償却額(133,611 円×定率法の償却率 0.250=33,402 円)が償却保証額(1,000,000 円×0.04448 = 44,480 円)を下回るのは7年目となり、増加償却を行わない場合に下回ることとなる8年目よりも1年短くなります。

また、7年目以後の各年では、切り替わることとなる7年目の改定取得価額(133,611 円)に改定償却率(0.334)を乗じて計算した金額 44,626 円と、当該金額(44,626 円)に増加償却割合 14%を乗じて計算した金額 6,247 円との合計額である 50,873 円が7、8年目の償却限度額となり、9年目において、残存簿価1円まで償却できます(9年目においては残存簿価1円となるために、31,864 円が償却限度額になります)。

(Q9)減価償却資産について選定できる償却方法は、法令の改正前後で異なるのでしょうか。

(A) 今回の法令改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産については、新たな償却方法の中から選定を行うこととなります。

一方、平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産については、法令改正前の従前の償却方法の中から、その採用している償却方法を原則として継続することとなります。

減価償却資産の主な種類ごとの償却方法は次のとおりとなります。

資産の種類	平成19年3月31日以前の取得資産	平成19年4月1日以後の取得資産
建物（令13一）	旧定額法 旧定率法(平成10年3月31日以前の取得建物)	定額法
建物附属設備及び減価償却資産(令13一～七)	旧定額法 旧定率法	定額法 定率法
鉱業用減価償却資産	旧定額法 旧定率法 旧生産高比例法	定額法 定率法 生産高比例法
無形減価償却資産(令13八)	旧定額法	定額法
鉱業権(租鉱権、採掘権を含む)	旧定額法 旧生産高比例法	定額法 生産高比例法

資産の種類	平成20年3月31日以前契約分	平成20年4月1日以後契約分
国外リース資産	旧国外リース期間定額法	
リース資産		リース期間定額法

(注) 平成20年3月31日以前契約分のリース取引の目的とされているリース賃貸資産については、賃貸人において、平成20年4月1日以後に終了する事業年度から旧リース期間定額法を適用することも認められます。

(Q10)平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約に係るリース資産については、賃借人の側でどのような償却を行えばよいのでしょうか。

(A) 平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約によって、その賃借人である法人が取得したものとされる「リース資産」については、次の「リース期間定額法」により償却限度額を計算することとされました。

(リース期間定額法)

$$\left( \begin{array}{l} \text{リース資産} \\ \text{の取得価額} \end{array} - \text{残価保証額} \right) \times \frac{\text{その事業年度におけるリース資産のリース期間の月数}}{\text{リース資産のリース期間の月数}}$$

(注)1 所有権移転外リース取引とは、令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。

2 リース資産の取得価額は、残価保証額がない場合には、リース料の総額となります。ただし、法人がその一部を利息相当額として区分した場合には、その区分した利息相当額を控除した金額となります。

- 3 残価保証額とは、リース期間終了の時に、リース資産の処分価額が所有権移転外リース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合に、その満たない部分の金額を当該取引に係る賃借人が、その賃貸人に支払うこととされている場合における、当該保証額をいいます。
- 4 上記算式における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。
- 5 税法は企業会計とは異なり、すべての所有権移転外リース取引について売買があったものとして取り扱われ、賃借人に賃貸借処理を認める例外的取扱いはありません。  
 しかしながら、賃借人が賃借料として損金経理をしたとしても、その金額は償却費として損金経理をした金額に含まれるものとされていますので、リース料がリース期間の経過に比例して発生するものであれば、企業会計上、賃貸借処理をしたとしても、原則として、申告調整は不要となります。  
 また、この場合には、法人税申告書別表十六「減価償却資産に係る償却額の計算に関する明細書」への記載も不要とされています。

## 【2 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産の取扱い】

(Q11)平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産に、新たな定率法等の償却方法を適用することはできないのでしょうか。

(A) 新たな減価償却制度において、新たな定率法等の償却方法の適用があるものは、平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産や、平成19年4月1日以後に既存の減価償却資産について支出する資本的支出に限られています(令48の2、55)。

なお、平成19年4月1日以後に開始する事業年度において、平成19年3月31日以前に取得をされた資産のうち、前事業年度までの各事業年度においてした償却費の累積額が取得価額の95%相当額(従前の償却可能限度額)に到達しているものについては、その到達した事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において、次の算式により計算した金額を償却限度額として償却を行い、残存簿価1円まで償却できるようになりました(令61②③)。

(算式)

$$\text{償却限度額} = \left[ \text{取得価額} - (\text{取得価額の} 95\% \text{相当額}) - 1 \text{円} \right] \times \frac{\text{償却を行う事業年度の月数}}{60}$$

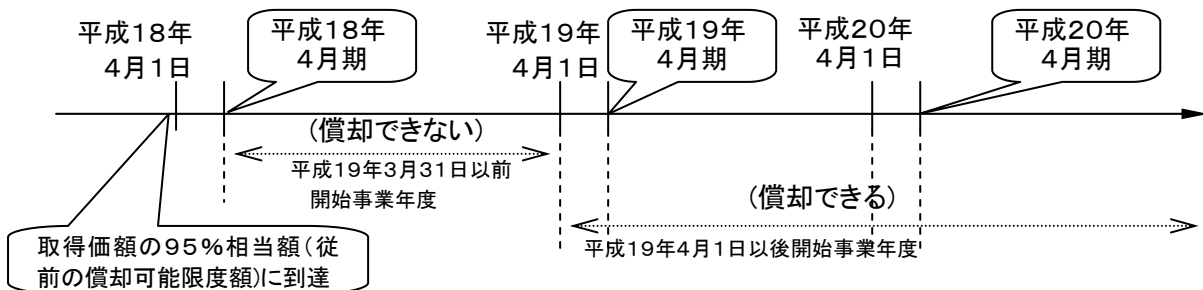
(Q12)事業年度が1年の4月末決算の法人ですが、平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産について平成18年4月期以前に取得価額の95%相当額まで償却している場合、平成19年4月期から残存簿価の償却が認められることとなるのでしょうか。

(A) 当該事業年度において、平成19年3月31日以前に取得をされた資産のうち、前事業年度までの各事業年度においてした償却費の累積額が取得価額の95%相当額(従前の償却可能限度額)に到達しているものについては、その到達した事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において償却を行い、最終的に残存簿価1円まで償却できるようになりました(令61②③)。

この令第61条第2項及び第3項の規定は、「平成19年4月1日以後に開始する事業年度」から適用されますので、平成19年3月31日以前に開始した事業年度である平成19年4月期には、新しい規定は適用されません。

したがって、貴社において償却ができる事業年度は、平成20年4月期以後の各事業年度ということになりますので、ご注意ください。

【設例】事業年度が1年の法人の例



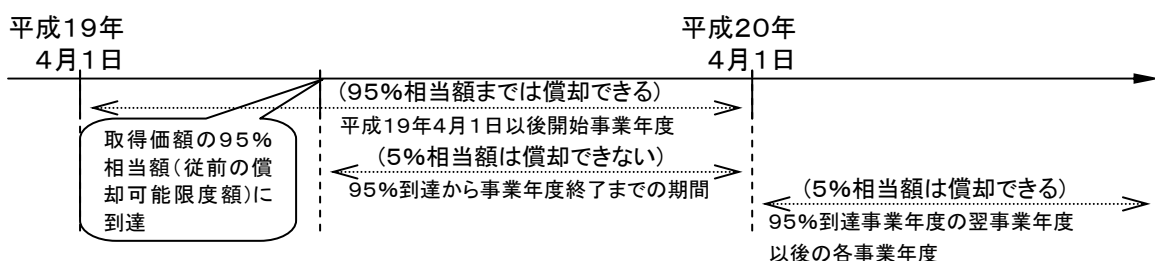
(Q13) 平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産について、平成19年4月1日以後に開始する事業年度において取得価額の95%相当額まで償却することとなった場合の償却方法について教えてください。

(A) 平成19年4月1日以後に開始する事業年度において、平成19年3月31日以前に取得をされた資産のうち、前事業年度までの各事業年度においてした償却費の累積額が取得価額の95%相当額(従前の償却可能限度額)に到達しているものについては、その到達した事業年度の「翌事業年度」以後の各事業年度において償却を行い、最終的に残存簿価1円まで償却できるようになりました(令61②③)。

しかしながら、平成19年4月1日以後に開始する事業年度の償却限度額の計算を行うと、取得価額の95%相当額(従前の償却可能限度額)を超えることとなる場合には、その取得価額の95%相当額に達するまでの金額が償却限度額となるため、その事業年度においては、残存簿価(取得価額の5%相当額)の償却を開始することはできないこととされています(令61①)。

また、期末に取得価額の95%相当額を超えるということは、理論上、事業年度の中途において、当該金額に到達したことにもなり得ますが、当該事業年度において、この取得価額の95%相当額(従前の償却可能限度額)に達することとなった日から事業年度末までの日数分の按分割合を残存簿価(取得価額の5%相当額)に乗じて計算し、当該事業年度に償却するような処理も認められませんので、ご注意ください。

【設例】事業年度が1年の法人



### 【3 資本的支出の取扱い】

(Q14) 既存の減価償却資産に対して平成19年4月1日以後に資本的支出を行った場合の償却方法について教えてください。

(A) 既存の減価償却資産に対して平成19年4月1日以後に資本的支出(固定資産の使用可能期間を延長又は価額を増加させる部分の支出(令132))を行った場合、その資本的支出は、その支出金額を固有の取得価額として、既存の減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとされます(令55①)。

したがって、この資本的支出は、既存の減価償却資産とは種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて償却を行っていくことになります。なお、既存の減価償却資産本体については、この資本的支出を行った後においても、現に採用されている償却方法により、償却を継続して行うこととなります。

また、事業年度の中で資本的支出を行った場合の当該事業年度に係る償却限度額は、原則として、次の算式により計算した金額になります(令58、59)。

(算式)

$$\left( \begin{array}{l} \text{資本的支出の当該事業年度の} \\ \text{償却限度額に相当する金額} \end{array} \right) \times \frac{\text{事業の用に供した日から当該事業} \\ \text{年度終了の日までの期間の月数}}{\text{当該事業年度の月数}}$$

(注) 上記算式における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。

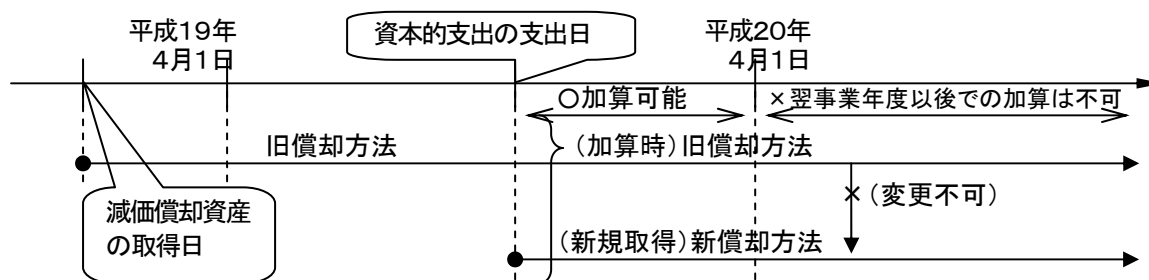
ところで、資本的支出を行った事業年度の翌事業年度以後の各事業年度においても、資本的支出については、原則として、既存の減価償却資産とは別個に取得した資産として償却していくこととなりますが、取得価額の特例として、次のような処理も認められます。

(1) 平成19年3月31日以前に取得をされた既存の減価償却資産に資本的支出を行った場合  
平成19年3月31日以前に取得をされた既存の減価償却資産に資本的支出を行った場合、資本的支出を行った事業年度において、従来どおり、資本的支出の対象資産である既存の減価償却資産の取得価額に、この資本的支出の金額を加算することができます(令55②)。

この加算を行った場合は、平成19年3月31日以前に取得をされた既存の減価償却資産の種類、耐用年数及び償却方法に基づいて、加算を行った資本的支出部分も含めた減価償却資産全体の償却を行っていくこととなります。

また、一旦、その減価償却資産全体に対して、その事業年度に償却費の計上を行った場合には、翌事業年度以後において、その加算した資本的支出を新たな資産の取得として平成19年4月1日以後に取得をされた資産に採用される新たな定率法等の償却方法を採用することはできませんので、ご注意ください。

【設例】3月決算法人



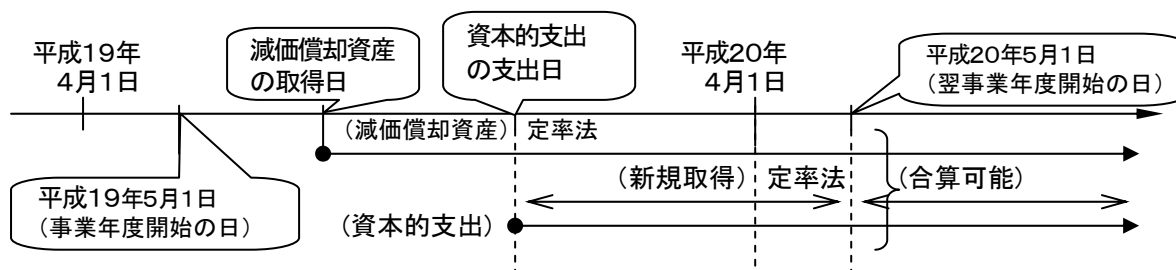
(2) 定率法を採用している既存の減価償却資産に資本的支出を行った場合

資本的支出の対象資産である既存の減価償却資産(「旧減価償却資産」)と資本的支出(「追加償却資産」)の双方について定率法を採用しているときは、資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時に、その時における旧減価償却資産の帳簿価額と追加償却資産の帳簿価額との合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます(令55④)。

この場合は、翌事業年度開始の日を取得日として、「旧減価償却資産」の種類及び耐用年数に基づいて償却を行っていくこととなります。

また、一旦、減価償却資産全体に対して、翌事業年度に償却費の計上を行った場合には、翌々事業年度以後において、その合算した資本的支出を新たな資産の取得として旧減価償却資産と追加償却資産を別々に償却する方法は採用できませんので、ご注意ください。

【設例】4月決算法人



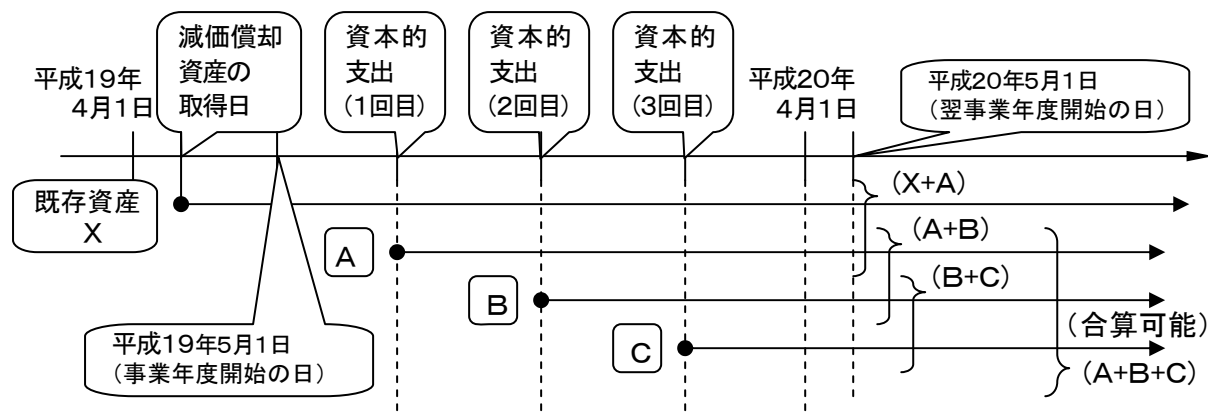
(3) 事業年度内に複数回の資本的支出を行った場合

事業年度内に複数回支出した資本的支出について定率法を採用し、かつ、個々の資本的支出について上記(2)の適用を受けないときは、その資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時に、その資本的支出のうち種類及び耐用年数を同じくするものの当該開始の時の帳簿価額の合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます(令55⑤)。

この場合は、翌事業年度開始の日を取得日として、既存の減価償却資産と同じ種類及び耐用年数に基づいて償却を行っていくこととなります。

また、既存の減価償却資産と合算した資本的支出については、翌々事業年度以後において、他の資本的支出との合算は選択できません。逆に、他の資本的支出と合算した資本的支出についても、翌々事業年度以後において、既存の減価償却資産との合算の組み合わせに変更することはできませんので、ご注意ください。

【設例】4月決算法人



(注) 既存資産Xに合算する資本的支出A、B、Cの組み合わせ(X+A+B+C、X+B+Cなど)、又は資本的支出間の合算の組み合わせ(A+Cなど)は、選択的に行うことができますが、一旦合算をした組み合わせで、翌事業年度に償却費の計上を行った場合には、翌々事業年度以後において、他の合算の組み合わせに変更することはできませんので、ご注意ください。

(Q15) 形式基準による修繕費の判定等に当たって、「固定資産の前期末における取得価額」のおおむね10%相当額を一つのメルクマールとする取扱通達がありますが、今回の税制改正において資本的支出の金額を既存の減価償却資産の取得価額に加算しない場合に、従前の取扱いと異なる取扱いを受けることとなるのでしょうか。

(A) 一の修理、改良等のために要した費用の額のうち、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合において、その金額が次のいずれかに該当するときは、修繕費として損金経理することができる形式基準があります(法基通 7-8-4)。

- (1) その金額が 60 万円に満たない場合
- (2) その金額が修理、改良等に係る固定資産の前期末における取得価額のおおむね10%相当額以下である場合

従前において、修繕費の判定の対象となる金額を支出した事業年度の前事業年度末までに資本的支出がある場合には、上記(2)の「取得価額」は、当該資本的支出の対象となった既存の減価償却資産の取得価額に、当該資本的支出の金額を加算したものでした。

今回の税制改正により、平成19年4月1日以後に行う資本的支出の取得価額の特例として、資本的支出は新たな減価償却資産の取得とされ、また、資本的支出を行った事業年度の翌事業年度開始の時に、その時における旧減価償却資産の帳簿価額と追加償却資産の帳簿価額との合計額を付け替え後の取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができる等の規定が設けられました(Q14のAの本文、(2)及び(3)参照)。

このことから、この特例を選択したために、従前と同様な取扱いが受けられず、資本的支出を含めない取得価額や付け替え後の取得価額を基礎として修繕費の判定の形式基準を適用するののかという疑問が生じます。

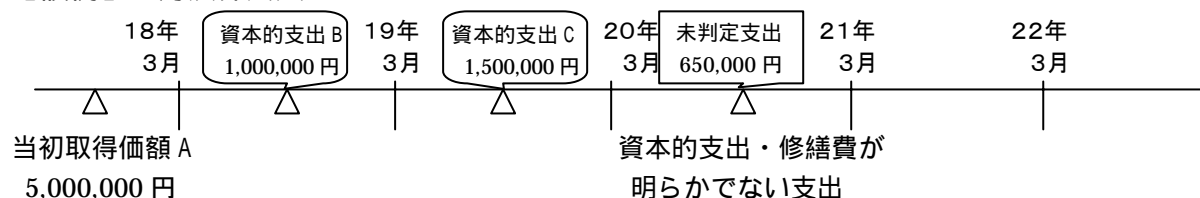


しかしながら、この形式基準は、本来、一の減価償却資産である固定資産の修理、改良等のために支出した金額が資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない場合に、前期末における資本的支出を含めた一の減価償却資産である固定資産全体の取得価額の「おおむね10%相当額」を一つのメルクマールとして判定する簡便法であることから、その考え方として、資本的支出の取得価額の特例により資本的支出の金額が新たな資産の取得等とされたとしても、従前の一の減価償却資産であるべき固定資産の取得価額のとらえ方は変わるものではありません。

すなわち、次の設例において、修繕費の判定の基礎となる取得価額は、従前と同様に減価償却資産全体の取得価額として、前期末の取得価額(A+B)に、新たな資産の取得とされた平成19年4月1日以後に行う資本的支出の金額(C)を加算した後の合計額(A+B+C)とすることが、この修繕費の判定に係る形式基準の意味するところであり、今後、その点を明確とするため、取扱通達の改正が行われる予定です。

また、資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない金額がある場合で、上記の取扱い(法基通 7-8-4)等の適用を受けないものについて、法人が、継続して(1)その金額の30%相当額と(2)その修理、改良等をした固定資産の前期末における取得価額の10%相当額、とのいずれか少ない金額を修繕費とし、残額を資本的支出とする経理をしていることが認められる取扱い(法基通 7-8-5)における固定資産の前期末の取得価額についても同様に改正が行われる予定です。

#### 【設例】 3月決算法人



(判定を行う計算上の取得価額)  $5,000,000 \text{ 円} + 1,000,000 \text{ 円} + 1,500,000 \text{ 円} = 7,500,000 \text{ 円}$

⇒ 判定は、 $7,500,000 \text{ 円} \times 10\% = 750,000 \text{ 円}$ で行うこととなりますので、 $750,000 \text{ 円} > 650,000 \text{ 円}$ となり、未判定支出  $650,000 \text{ 円}$ は修繕費として損金経理できます。

(Q16)平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産について、取得価額の95%相当額まで償却後、さらに残存簿価1円に向けて60月間の期間按分による償却を行っている事業年度において、資本的支出を行い、その資本的支出を資産本体に加算した場合の償却限度額の計算は、どのようになるのでしょうか。

(A) 平成19年3月31日以前に取得をされた既存の減価償却資産に、平成19年4月1日以後に行った資本的支出については、既存の減価償却資産に資本的支出部分を加算し、資産本体に採用していた従前の償却方法(旧定額法、旧定率法等)と同様の償却方法により償却を行うことができます(令55②)。

ご質問のように、資本的支出を加算した後の帳簿価額がその減価償却資産全体の取得価額の5%相当額を超えることとなった場合には、残存簿価1円に向けて償却を行っている60月間の期間按分による償却方法を使用するのではなく、上記における従前の償却方法による償却限度額を計算して償却を行うこととなります。

【設例】3月末決算法人の平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産(耐用年数10年)  
 取得価額 1,000,000 円 平成19年4月1日の期首帳簿価額 50,000 円  
 平成20年6月12日 資本的支出 300,000 円

(1) 平成19年4月1日～平成20年3月31日の償却

$$\text{資産本体の償却限度額} = \frac{\text{〔期首帳簿価額〕}}{(50,000 \text{ 円} - 1 \text{ 円})} \times \frac{12 \text{ 月}}{60 \text{ 月}} \doteq 9,999 \text{ 円}$$

(2) 平成20年4月1日～平成21年3月31日の償却(本体に資本的支出を加算した場合を仮定)

$$\text{帳簿価額} = (50,000 \text{ 円} - 9,999 \text{ 円}) + 300,000 \text{ 円} = 340,001 \text{ 円} \cdots \cdots (A)$$

$$\text{取得価額の5\%相当額} = (1,000,000 \text{ 円} + 300,000 \text{ 円}) \times 5\% = 65,000 \text{ 円} \cdots \cdots (B)$$

(A) > (B)であるため、旧定額法、旧定率法の適用があります。

① 既存の減価償却資産の償却方法が「旧定額法」の場合

$$\begin{aligned} \text{償却限度額} &= \frac{\text{〔資本的支出〕} \quad \text{〔残存価額〕} \quad \text{〔償却率〕} \quad \text{〔期間按分〕}}{(300,000 \text{ 円} - 300,000 \text{ 円} \times 10\%) \times 0.100 \times \frac{10 \text{ 月}}{12 \text{ 月}}} \\ &\quad + \frac{\text{〔資産本体〕} \quad \text{〔残存価額〕} \quad \text{〔償却率〕}}{(1,000,000 \text{ 円} - 1,000,000 \text{ 円} \times 10\%) \times 0.100} \\ &= 22,500 \text{ 円} + 90,000 \text{ 円} = 112,500 \text{ 円} \end{aligned}$$

② 既存の減価償却資産の償却方法が「旧定率法」の場合

$$\text{償却限度額} = \left[ \frac{\text{〔資本的支出〕} \quad \text{〔償却率〕} \quad \text{〔期間按分〕}}{300,000 \text{ 円} \times 0.206 \times \frac{10 \text{ 月}}{12 \text{ 月}}} \right] + \left[ \frac{\text{〔資産本体〕} \quad \text{〔償却率〕}}{40,001 \text{ 円} \times 0.206} \right] \doteq 59,740 \text{ 円}$$

(注)期中(平成20年6月12日)に資本的支出を行った場合は、期間按分することにご注意ください。

(Q17)減価償却資産について、「定率法の償却率」による償却から「改定償却率」による償却に切り替わっている事業年度において、資本的支出を行い、その翌事業年度開始の日において資産本体に合算した場合の償却限度額の計算は、切り替わった後の「改定償却率」による償却を行うのでしょうか。

(A) 資本的支出については、資本的支出の対象資産である既存の減価償却資産に定率法を採用している場合、その翌事業年度開始の日において、既存の減価償却資産の帳簿価額と資本的支出の帳簿価額との合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます(令55④)。

したがって、既存の減価償却資産について、「定率法の償却率」による償却から「改定償却率」による償却に切り替わっている事業年度において、資本的支出を行い、その翌事業年度開始の日において資産本体に合算した場合の償却限度額の計算は、合算を行う翌事業年度開始の日を取得日として、既存の減価償却資産の種類及び耐用年数により償却を行うこととなりますので、切り替わった後の「改定償却率」による償却を行うのではなく、改めて「定率法の償却率」による償却を行うこととなります。

その後、この定率法により計算した「調整前償却額」が「償却保証額」に満たないこととなる事業年度においては、切替え後の償却率である「改定償却率」による償却を行うこととなります。

(Q18)平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約に係る賃借人が取得したものとされるリース資産について、資本的支出を行った場合の償却などの取扱いについて教えてください。

(A) 平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引の契約に係る賃借人が取得したものとされる既存のリース資産に対して資本的支出を行った場合、その資本的支出は、その支出金額を取得価額としたリース資産を新たに取得したものとされます。

この場合、その新たなリース資産の取得をしたものとされた資本的支出については、リース期間定額法を適用することとなります。この場合の「リース期間」は、資本的支出を支出した日から既存のリース資産のリース期間の終了の日までの期間とされます(令55③)。

なお、リース期間定額法の償却限度額の具体的な計算方法は、(Q10)を参照してください。

#### 【4 除却損失等】

(Q19)現在、総合償却資産の一部に除却等があった場合の除却価額は、原則として、その除却等に係る個々の資産の取得価額の5%相当額によるものとされる取扱通達がありますが、今後とも同様な取扱いが続けられるのでしょうか。

(A) 法人の有する総合償却資産の一部について除却等(除却、廃棄、滅失又は譲渡)があった場合において、その除却等による損益の計算の基礎となる帳簿価額は、原則として、その除却等に係る個々の資産の取得価額の5%相当額によるものとされつつ(法基通 7-7-3)、特例として、①償却費の額を個々の機械に配賦していない場合の「未償却残額除却法」による方法(法基通 7-7-3 の 2)や、②償却費の額を個々の機械に合理的な基準に基づいて配賦している場合の「配賦簿価除却法」による方法(法基通 7-7-3 の 3)が認められていました。

この除却価額の計算に当たっての原則法である「個々の資産の取得価額の5%相当額」は、従前の減価償却制度における償却可能限度額が取得価額の95%相当額であったことを根拠とした取扱いでありました。

したがって、今回の税制改正により、総合償却資産については、最終的に残存簿価1円まで償却できることとなったことから、今後は、この「個々の資産の取得価額の5%相当額」を用いた原則法による取扱いは廃止又は改正されることとなります。

(注) 総合償却資産とは、主に機械及び装置で、その資産に属する個々の資産の全部につき、その償却の基礎となる価額を、個々の資産の全部を総合して定められた耐用年数により、償却することとされているものをいいます。

(Q20) 現在、総合償却資産については、個々の資産の帳簿価額を管理せずに、一体のものとして減価償却費の計上を行っていましたが、今般の減価償却制度の改正を機に、個々の資産に総合償却資産の帳簿価額を配賦したいと思っています。ついては、総合償却資産の帳簿価額を個々の資産へ配賦する方法として、①まず、耐用年数通達の付表7によって個々の資産の未償却残額を計算し、②総合償却資産の全体の帳簿価額と個々の資産の未償却残額の合計額との差額に相当する金額は個々の資産の未償却残額比により按分して配賦することは認められるでしょうか。

(A) 法人の有する総合償却資産の一部に除却等があった場合の除却価額については個々の資産の取得価額の5%相当額による方法が原則とされていましたが(法基通 7-7-3)、Q19にもあるとおり、今後は、この原則法による取扱いは廃止又は改正されることとなります。

したがって、順次、①償却費の額を個々の機械に配賦していない場合の「未償却残額除却法」による方法(法基通 7-7-3 の 2)や、②償却費の額を個々の機械に合理的な基準に基づいて配賦している場合の「配賦簿価除却法」による方法(法基通 7-7-3 の 3)に移行していく方が望ましいと考えられることから、貴社のように、総合償却資産の全体の帳簿価額を個々の資産の未償却残額として配賦することは認められます。

その際に、ご質問のとおり、一般的には、耐用年数通達の付表7「定率法未償却残額表」を用いて個々の資産の未償却残額に当たる帳簿価額を求めることとなりますが、総合償却資産の取得時期が事業年度の中途に事業供用することが多いため、月数調整の計算によっては、総合償却資産の全体の帳簿価額と個々の資産の未償却残額の合計額とは必ずしも一致しないこととなります。

そこで、その差額に相当する金額を合理的な基準により個々の資産の帳簿価額に配賦することとなりますが、ご質問のように、個々の資産の未償却残額比によりその合計額を按分し、個々の資産の帳簿価額に配賦することは一定の合理性を有すると考えられることから、簡便的な方法として認められます。

## 【5 届出・手続等】

(Q21) 新たな償却方法を採用するに当たっての手続について教えてください。

(A)

### (1) 減価償却資産の償却方法の選定

法人は、平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却方法について、平成19年3月31日以前に取得をされたものと区分された上で、構築物、機械及び装置等といった資産の種類ごとや事務所又は船舶ごとに選定し、確定申告書の提出期限までに、その有する減価償却資産と同一の区分に属する減価償却資産に係る当該区分ごとに採用する償却方法を記載した「減価償却資産の償却方法の届出書」を納税地の所轄税務署長に届け出ることとされています(令51①②)。

(2) 償却方法のみなし選定

平成19年3月31日以前に取得をされた減価償却資産について、「旧定額法」、「旧定率法」又は「旧生産高比例法」を選定している場合において、平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産で、同日前に取得をされたとしたならば、平成19年3月31日以前に取得をされた資産と同一の区分に属するものについては、上記(1)の届出書を提出していないときは、それぞれが選定していた償却方法の区分に応じた選定をしたとみなされ、それぞれ「定額法」、「定率法」又は「生産高比例法」を適用することとなります(令51③)。

(3) 法定償却方法

「減価償却資産の償却方法の届出書」の提出をしていない場合で、上記(2)に該当しないときには、平成19年4月1日以後に取得をされた減価償却資産の償却方法は、法定償却方法を適用することとなります(令53)。したがって、例えば、機械及び装置の法定償却方法は定率法ですので、定率法以外に選定可能な償却方法として定額法の選定を希望される場合は、上記(1)の届出書を提出する必要があります。

なお、今回の制度改正に伴う償却方法の届出に関する取扱いは次のとおりとなります。

△・・・要届出    ◎・・・届出不要

		平成19年4月1日以後の取得資産で 同一の区分に属するものと同視できるもの			
		定額法	定率法	生産高比例法	その他
平成19年3月31日 以前の取得資産	旧定額法	◎	△	△	△
	旧定率法	△	◎	△	△
	旧生産高比例法	△	△	◎	△
	その他	△	△	△	△

(注) 建物や無形固定資産など減価償却資産の種類によって、上記の表と取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは税務相談室又は最寄りの税務署の法人課税部門にお尋ねください。

(Q22)償却方法の変更に関する経過措置について教えてください。

(A)

(1) 減価償却資産の償却方法の変更手続

法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、原則として、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受けなければならないこととされています(令52)。

(2) 経過措置の取扱い

① みなし承認

平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度において、法人が選定した償却方法等を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書の提出期限までに変更の理由等を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出すれば、その届出書の提出をもって償却方法の変更の承認があったものとみなされます(改正令附則11③)。

なお、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度以後においては、「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」については、従前どおり、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに提出することとなりますので、ご注意ください。

## ② 届出書の記載方法等

上記のみなし承認を受けたいときは、届出書の様式として「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を利用し、次に掲げる事項を記載して、納税地の所轄税務署長に提出することとなります(改正令附則11③、改正規則附則3)。

- ) 法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名
- ) その償却方法を変更しようとする減価償却資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分  
この区分は、2以上の事業所又は船舶を有する法人で、事業所又は船舶ごとに償却方法を選定していないものが事業所又は船舶ごとに償却方法を選定しようとする場合には、事業所又は船舶ごとのこれらの区分によります。
- ) 現によっている償却方法及びその償却方法を採用した日
- ) 採用しようとする新たな償却方法
- ) その償却方法を変更しようとする理由
- ) その他参考となるべき事項

(Q23) 当社は適格分社型分割により分割法人から減価償却資産の移転を受けることになったのですが、分割法人におけるその減価償却資産の償却方法を引き継ぐことはできるのでしょうか。また、移転を受けた減価償却資産の償却方法について何らかの届出書等の提出が必要になるのでしょうか。

(A) 減価償却資産が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立)により、分割法人等(分割法人、現物出資法人又は事後設立法人)から移転を受けたものである場合には、この資産は、その分割法人等の取得をした日において、その移転を受けた法人により取得されたものとみなされますので、貴社の場合、分割法人等の減価償却資産を、その原始取得日に貴社が原始取得したものとみなされますが、分割法人等におけるその減価償却資産の償却方法ではなく、貴社が採用している原始取得日に応じた区分による償却方法が適用されることとなります(令48の3)。

ご質問のように、減価償却資産の適格分社型分割等による分割法人等からの移転に当たっては、特に届出や手続の必要はありません。

## 【 6 申告書別表十六の記載例】

(Q24)平成19年4月1日以後終了事業年度分の申告書別表十六は、どのような改正が行われたのでしょうか。

(A) 申告書別表十六関係の「減価償却資産に係る償却額の計算に関する明細書」については、次のとおり改正が行われています。

### (1) 別表十六(一)「旧定額法又は定額法」

旧定額法又は定額法による償却額の計算を行う別表とされました。

したがって、平成19年3月31日以前取得分の減価償却資産に係る償却額の計算欄及び平成19年4月1日以後取得分の減価償却資産に係る償却額の計算欄がそれぞれ設けられています。

国外リース資産に係る旧国外リース期間定額法の計算については、リース期間定額法及び旧リース期間定額法の償却額の計算と合わせて別表十六(四)に記載することとなります。

旧定額法により償却額を計算する場合において、取得価額の95%相当額に達した減価償却資産についての償却額の計算欄が設けられています。

### (2) 別表十六(二)「旧定率法又は定率法」

旧定率法又は定率法による償却額の計算を行う別表とされました。

したがって、平成19年3月31日以前取得分の減価償却資産に係る償却額の計算欄及び平成19年4月1日以後取得分の減価償却資産に係る償却額の計算欄がそれぞれ設けられています。

旧定率法により償却額を計算する場合において、取得価額の95%相当額に達した減価償却資産についての償却額の計算欄が設けられています。

### (3) 別表十六(三)「旧生産高比例法又は生産高比例法」

旧生産高比例法又は生産高比例法による償却額の計算を行う別表とされました。

したがって、平成19年3月31日以前取得分の鉱業用減価償却資産に係る償却額の計算欄及び平成19年4月1日以後取得分の鉱業用減価償却資産に係る償却額の計算欄がそれぞれ設けられています。

旧生産高比例法により償却額を計算する場合において、取得価額の95%相当額に達した鉱業用減価償却資産についての償却額の計算欄が設けられています。

### (4) 別表十六(四)「旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法」

旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算を行う別表が新設されました。

(5) 別表十六(五)「取替法」

取替法による償却額の計算をする場合において、平成19年3月31日以前取得分の取替資産について旧定額法と旧定率法の償却額の計算欄が、平成19年4月1日以後取得分の取替資産について定額法と定率法の償却額の計算欄が、それぞれ設けられています。

○別表十六関係「減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」(一部抜粋)

改正前	改正後
別表十六(一)「定額法又はリース期間定額法」	別表十六(一)「旧定額法又は定額法」
別表十六(二)「定率法」	別表十六(二)「旧定率法又は定率法」
別表十六(三)「生産高比例法」	別表十六(三)「旧生産高比例法又は生産高比例法」
	別表十六(四)「旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法」
別表十六(四)「取替法」	別表十六(五)「取替法」

(注) 上記の各々の別表十六の記載の仕方についてのお問い合わせがある場合は、税務相談室又は最寄りの税務署の法人課税部門にお尋ねください。

(Q25)改正後の申告書別表十六の具体的な記載例を教えてください。

(A) 減価償却資産に係る具体的な設例と申告書別表十六の記載例は、次のとおりです。

(1) 「別表十六(一)旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の記載例

【設例】

法人名：(株) A製作所

事業年度：平成19年4月1日～平成20年3月31日

減価償却資産の内訳

① 建物（金属造、倉庫用その他のもの）

耐用年数：24年（旧定額法の償却率：0.042）

取得年月日：昭和53年4月10日

取得価額 53,000,000円

前期末の帳簿記載金額 2,650,000円

損金に計上した当期償却額 529,999円

当期末の帳簿記載金額 2,120,001円

② 建物（鉄骨鉄筋コンクリート造、事務所用）

耐用年数：50年（旧定額法の償却率：0.020、定額法の償却率：0.020）

取得年月日：平成元年4月25日



取得価額	100,000,000円
前期末の帳簿記載金額	67,600,000円
損金に計上した当期償却額	1,800,000円
当期末の帳簿記載金額	65,800,000円
資本的支出の日：平成19年11月1日（事業供用月数：5月）	
資本的支出の金額	24,000,000円
損金に計上した当期償却額	200,000円
当期末の帳簿記載金額	23,800,000円

（注）当該資本的支出については、令第55条第1項の規定を適用し、新たな資産を取得したものとします。

③ 建物（金属造、倉庫用その他のもの）

耐用年数：24年（定額法の償却率：0.042）	
取得年月日：平成19年7月1日（事業供用月数：9月）	
取得価額	30,000,000円
損金に計上した当期償却額	945,000円
当期末の帳簿記載金額	29,055,000円

【記載に当たっての留意事項】

1. ①について

既に償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達しており、かつ、当期は平成19年4月1日以後に開始する事業年度に該当しますので、「算出償却額 24」欄の算式により計算します。

なお、同欄の算式中「 /60」の分子には当期の月数を「12/60」として記載します。  
 $(2,650,000円 - 1円) \times 12/60 \doteq 529,999円$

2. ②について

「計 23」欄には、当期の償却費を含めた償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達しないので、同欄の「(21) + (22)」の算式により計算した金額を記載します。

3. ②の資本的支出について

「算出償却額 27」欄には、この資本的支出の償却限度額について、事業供用月数での按分計算が必要ですので、次により計算した金額を記載します。

$$24,000,000円 \times 0.020 \times 5/12 = 200,000円$$

4. ③について

「算出償却額 27」欄には、この建物の償却限度額について、事業供用月数での按分計算が必要ですので、次により計算した金額を記載します。

$$30,000,000円 \times 0.042 \times 9/12 = 945,000円$$

旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 19・4・1 20・3・31 法人名 (株) A製作所

別表十六(一) 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。(3)「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して、「36」欄及び「37」欄の金額を記載してください。

種 類	1	建物( )	建物( )	建物( )資本的支出	建物( )	
構 造	2	金属造	鉄骨鉄筋コンクリート造	同 左	金属造	
細 目	3	倉庫用その他のもの	事務所用	同 左	倉庫用その他のもの	
取 得 年 月 日	4	昭53・4・10	平元・4・25	平19・11・1	平19・7・1	
事業の用に供した年月	5	昭和53年4月	平成元年4月	平成19年11月	平成19年7月	
耐 用 年 数	6	2 4 年	5 0 年	5 0 年	2 4 年	
取得価額又は製作価額	7	外 53,000,000 円	外 100,000,000 円	外 24,000,000 円	外 30,000,000 円	
圧縮記帳による積立金計上額	8					
差引取得価額(7)-(8)	9	53,000,000	100,000,000	24,000,000	30,000,000	
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	2,120,001	65,800,000	23,800,000	29,055,000	
期末現在の積立金の額	11					
積立金の期中取崩額	12					
差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	13	外 2,120,001 円	外 65,800,000 円	外 23,800,000 円	外 29,055,000 円	外
損金に計上した当期償却額	14	529,999	1,800,000	200,000	945,000	
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
合 計(13)+(14)+(15)	16	2,650,000	67,600,000	24,000,000	30,000,000	
平成19年3月31日以前取得分の普通償却限度額等	17	5,300,000	10,000,000			
差引取得価額×5%(9)× $\frac{5}{100}$	18	2,650,000	5,000,000			
旧定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)-(17)	19		90,000,000			
旧定額法の償却率	20		0.020			
算出償却額(19)×(20)	21	円	円 1,800,000	円	円	円
増加償却額(21)×割増率	22	( )	( )	( )	( )	( )
計(21)+(22)又は(16)-(18)	23		1,800,000			
算出償却額(16)(18)の場合((18-1円)× $\frac{12}{60}$ )	24	529,999				
定額法の償却額計算の基礎となる金額(9)	25			24,000,000	30,000,000	
定額法の償却率	26			0.020	0.042	
算出償却額(25)×(26)	27	円	円 480,000×5/12	円 200,000	円 1,260,000×9/12	円 945,000
増加償却額(27)×割増率	28	( )	( )	( )	( )	( )
計(27)+(28)	29			200,000	945,000	
当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(29)	30	529,999	1,800,000	200,000	945,000	
特別償却限度額(租税特別措置法適用条項)	31	( 条 項 )	( 条 項 )	( 条 項 )	( 条 項 )	( 条 項 )
特別償却限度額	32	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33					
合 計(30)+(32)+(33)	34	529,999	1,800,000	200,000	945,000	
当期償却額	35	529,999	1,800,000	200,000	945,000	
償却不足額(34)-(35)	36	0	0	0	0	
償却超過額(35)-(34)	37	0	0	0	0	
前期からの繰越額	38	外	外	外	外	外
当期償却不足によるもの	39					
損金に計上した積立金取崩しによるもの	40					
差引合計翌期への繰越額(37)+(38)-(39)-(40)	41					
翌期に繰り越すべき特別償却不足額(((36)-(39))と((32)+(33))のうち少ない金額)	42					
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43					
差引翌期への繰越額(42)-(43)	44					
翌期繰越額(平・平・平・平)	45					
当期分不足額(格組再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((36)-(39))と(32)のうち少ない金額)	46					
格組再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	47					
備考						

「別表十六(二)旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」の記載例（事業年度が1年の法人）

**【設例】**

法人名：(株)A製作所

事業年度：平成19年4月1日～平成20年3月31日

減価償却資産の内訳

車両及び運搬具（前掲のもの以外のもの、自動車その他のもの）

耐用年数6年（旧定率法の償却率：0.319）

取得年月日：平成13年4月13日

取得価額 6,000,000 円

前期末の帳簿記載金額 407,551 円

損金に計上した当期償却額 107,551 円

当期末の帳簿記載金額 300,000 円

機械及び装置（267 電気機器製造設備）

耐用年数：11年（旧定率法の償却率：0.189）

取得年月日：平成5年4月27日

取得価額 13,000,000 円

前期末の帳簿記載金額 650,000 円

損金に計上した当期償却額 129,999 円

当期末の帳簿記載金額 520,001 円

機械及び装置（268 の2 フラットパネルディスプレイ製造設備）

耐用年数：5年（旧定率法の償却率：0.369）

取得年月日：平成15年4月1日

取得価額 38,000,000 円

前期末の帳簿記載金額 11,991,848 円

損金に計上した当期償却額 4,424,991 円

当期末の帳簿記載金額 7,566,857 円

器具及び備品（通信機器、その他の通信機器その他のもの）

耐用年数：10年（定率法の償却率：0.250、改定償却率：0.334、保証率：0.04448）

取得年月日：平成19年11月1日（事業供用月数：5月）

取得価額 1,200,000 円

損金に計上した当期償却額 125,000 円

当期末の帳簿記載金額 1,075,000 円

**【記載に当たっての留意事項】**

1. について

「計23」欄には、当期の償却費を含めた償却費の累積額が取得価額の95%相当額を超えますので、償却限度額は取得価額の95%相当額が限度となります。

したがって、同欄の「(18) - (19)」の算式により計算した金額を記載します。

$$407,551 \text{ 円} - 300,000 \text{ 円} = 107,551 \text{ 円}$$

2. について

既に償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達しており、かつ、当期は平成19年4月1日以後に開始する事業年度に該当しますので、「算出償却額 24」欄の算式により計算します。

なお、算式中の「 /60」の分子には当期の月数を「12/60」として記載します。

$$(650,000 \text{ 円} - 1 \text{ 円}) \times 12/60 = 129,999 \text{ 円}$$

3. について

「計 23」欄には、当期の償却費を含めた償却費の累積額が取得価額の95%相当額に達しないので、同欄の「(21) + (22)」の算式により計算した金額を記載します。

4. について

「調整前償却額 26」欄には、その資産が当期の途中で事業の用に供していますので、償却保証額と比較する金額及び償却限度額をそれぞれ次により記載します。

償却保証額と比較する金額は、次により計算した金額となりますので、その金額を上段にかっこ書として記載します。

$$1,200,000 \text{ 円} \times 0.250 = 300,000 \text{ 円}$$

なお、このかっこ書の金額(300,000円)は償却保証額(53,376円)に満たないこととなりますので、「改定取得価額 29」～「改定償却額 31」の各欄は記載しません。

償却限度額は、そのかっこ書の金額(300,000円)を当期の事業供用月数で按分計算した金額となりますので、次により計算した金額を本書として記載します。

$$300,000 \text{ 円} \times 5/12 = 125,000 \text{ 円}$$

「計 33」欄には、「調整前償却額 26」欄の本書の金額を記載します。

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 19・4・1 20・3・31 法人名 (株) A 製作所

別表十六(二) 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。(3)の「38」欄の金額については、「38」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

種 類	1	車両及び運搬具( )	機械及び装置( )	機械及び装置( )	器具及び備品( )	
構 造	2	前掲のもの以外のもの	電気機器製造設備	フラットテレビ製造設備	通信機器	
細 目	3	自動車その他のもの	267	268の2	その他の通信機器 その他のもの	
取 得 年 月 日	4	平13・4・13	平5・4・27	平15・4・1	平19・11・1	
事業の用に供した年月	5	平成13年4月	平成5年4月	平成15年4月	平成19年11月	
耐 用 年 数	6	6 年	11 年	5 年	10 年	
取得価額又は製作価額	7	外 6,000,000 円	外 13,000,000 円	外 38,000,000 円	外 1,200,000 円	
圧縮記帳による額	8					
差引取得価額	9	6,000,000	13,000,000	38,000,000	1,200,000	
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	300,000	520,001	7,566,857	1,075,000	
期末現在の積立金の額	11					
積立金の期中取崩額	12					
差引帳簿記載金額	13	外 300,000	外 520,001	外 7,566,857	外 1,075,000	外
損金に計上した当期償却額	14	107,551	129,999	4,424,991	125,000	
前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外
合 計	16	407,551	650,000	11,991,848	1,200,000	
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17					
償却額計算の基礎となる金額	18	407,551	650,000	11,991,848	1,200,000	
平成19年3月31日以前取得分	19	300,000	650,000	1,900,000		
旧定率法の償却率	20	0.319		0.369		
算出償却額	21	円 130,008	円	円 4,424,991	円	円
増加償却額	22	( )	( )	( )	( )	( )
計	23	(18)-(19) 107,551		(21)+(22) 4,424,991		
平成19年4月1日以後取得分	24		129,999			
定率法の償却率	25				0.250	
調整前償却額	26	円	円	円	円 (300,000) 125,000	円
保証率	27				0.04448	
償却保証額	28	円	円	円	円 53,376	円
改定取得価額	29					
改定償却率	30					
改定償却額	31	円	円	円	円	円
増加償却額	32	( )	( )	( )	( )	( )
計	33				125,000	
当期分の普通償却限度額等	34	107,551	129,999	4,424,991	125,000	
租税特別措置法による特別償却限度額	35	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
特別償却限度額	36	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37					
合 計	38	107,551	129,999	4,424,991	125,000	
当 期 償 却 額	39	107,551	129,999	4,424,991	125,000	
償 却 不 足 額	40	0	0	0	0	
償 却 超 過 額	41	0	0	0	0	
前期からの繰越額	42	外	外	外	外	外
当期償却不足によるもの	43					
積立金取崩しによるもの	44					
差引合計翌期への繰越額	45					
翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46					
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47					
差引翌期への繰越額	48					
翌期額	49	平 . . . 平 . . .				
当期分不足額	50					
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	51					
備 考						

「別表十六(二)旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書」  
の記載例（事業年度が1年に満たない法人）

**【設例】**

法人名：(株) B 商会

事業年度：平成19年4月1日～平成19年9月30日

減価償却資産の内訳

器具及び備品（通信機器、その他の通信機器その他のもの）

耐用年数：10年（定率法の償却率：0.250、改定償却率：0.334、保証率：0.04448）

取得年月日：平成19年6月3日（事業供用月数：4月）

取得価額 1,200,000 円

損金に計上した当期償却額 100,000 円

当期末の帳簿記載金額 1,100,000 円

**【記載に当たっての留意事項】**

1. 「定率法の償却率 25」欄には、事業年度が1年未満であるため、耐用年数10年に対応する償却率（0.250）を基礎として次により計算した償却率を本書として記載します。

$$0.250 \times 6 \div 12 = 0.125$$

なお、事業年度が1年未満であるため、償却保証額と比較する金額は、耐用年数10年に対応する償却率(0.250)により計算した金額となりますので、耐用年数10年に対応する償却率(0.250)を上段にかっこ書として記載します。

2. 「調整前償却額 26」欄には、償却保証額と比較する金額及び償却限度額をそれぞれ次により記載します。

償却保証額と比較する金額は、耐用年数10年に対応する償却率（0.250）により計算した金額となりますので、次により計算した金額を上段にかっこ書として記載します。

$$1,200,000 \text{ 円} \times 0.250 = 300,000 \text{ 円}$$

なお、このかっこ書の金額（300,000円）は償却保証額（53,376円）に満たないこととなりますので、「改定取得価額 29」～「改定償却額 31」の各欄は記載しません。

償却限度額は、「定率法の償却率 25」欄の本書の償却率（0.125）により計算した金額（150,000円）を当期の事業供用月数で按分計算した金額となりますので、次により計算した金額を本書として記載します。

$$1,200,000 \text{ 円} \times 0.125 \times 4/6 = 100,000 \text{ 円}$$

3. 「計 33」欄には、「調整前償却額 26」欄の本書の金額を記載します。

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	19・4・1 19・9・30	法人名	(株) B 商会
--------------	-------------------	-----	----------

別表十六(二) 平十九・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。(3)の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を用いて、他の資産と区別して別行にして記載してください。

2 租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産	種類	1	器具及び備品						
資産	構造	2	通信機器						
資産	細目	3	その他の通信機器 その他のもの						
区分	取得年月日	4	平19・6・3						
区分	事業の用に供した年月	5	平成19年6月						
取得価額	耐用年数	6	10年						
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外 円 1,200,000	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
取得価額	圧縮記帳による額	8							
取得価額	差引取得価額	9	1,200,000						
償却額計算	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10	1,100,000						
償却額計算	期末現在の積立金の額	11							
償却額計算	積立金の期中取崩額	12							
償却額計算	差引帳簿記載金額	13	外 1,100,000	外	外	外	外	外	外
償却額計算	損金に計上した当期償却額	14	100,000						
償却額計算	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	外	外
償却額計算	合計	16	1,200,000						
償却額計算	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	17							
償却額計算	償却額計算の基礎となる金額	18	1,200,000						
償却額計算	差引取得価額 × 5 %	19	(9) × $\frac{5}{100}$						
償却額計算	旧定率法の償却率	20		円	円	円	円	円	円
償却額計算	算出償却額	21		円	円	円	円	円	円
償却額計算	増加償却額	22	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
償却額計算	計	23							
償却額計算	算出償却額	24							
償却額計算	定率法の償却率	25	(0.250)						
償却額計算	調整前償却額	26	(300,000)	円	円	円	円	円	円
償却額計算	保証率	27	0.04448						
償却額計算	償却保証額	28	53,376	円	円	円	円	円	円
償却額計算	改定取得価額	29							
償却額計算	改定償却率	30							
償却額計算	改定償却額	31		円	円	円	円	円	円
償却額計算	増加償却額	32	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
償却額計算	計	33	100,000						
償却額計算	当期分の普通償却限度額等	34	100,000						
償却額計算	租税特別措置法による特別償却限度額	35	( )	条 項	( )	条 項	( )	条 項	( )
償却額計算	特別償却限度額	36	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
償却額計算	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37							
償却額計算	合計	38	100,000						
償却額計算	当期償却額	39	100,000						
償却額計算	償却不足額	40	0						
償却額計算	償却超過額	41	0						
償却額計算	前期からの繰越額	42	外	外	外	外	外	外	外
償却額計算	償却不足によるもの	43							
償却額計算	積立金取崩しによるもの	44							
償却額計算	差引合計翌期への繰越額	45							
償却額計算	翌期に繰り越すべき特別償却不足額	46							
償却額計算	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47							
償却額計算	差引翌期への繰越額	48							
償却額計算	翌期額	49	平 . . . 平 . . .						
償却額計算	当期分不足額	50							
償却額計算	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額	51							
備考									

(参考資料)

**減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率の表**

耐用年数	平成19年4月1日以後取得				耐用年数	平成19年3月31日以前取得	
	定額法 償却率	定率法				旧定額法 償却率	旧定率法 償却率
		償却率	改定償却率	保証率			
2	0.500	1.000			2	0.500	0.684
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	3	0.333	0.536
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	4	0.250	0.438
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	5	0.200	0.369
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	6	0.166	0.319
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	7	0.142	0.280
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	8	0.125	0.250
9	0.112	0.278	0.334	0.04731	9	0.111	0.226
10	0.100	0.250	0.334	0.04448	10	0.100	0.206
11	0.091	0.227	0.250	0.04123	11	0.090	0.189
12	0.084	0.208	0.250	0.03870	12	0.083	0.175
13	0.077	0.192	0.200	0.03633	13	0.076	0.162
14	0.072	0.179	0.200	0.03389	14	0.071	0.152
15	0.067	0.167	0.200	0.03217	15	0.066	0.142
16	0.063	0.156	0.167	0.03063	16	0.062	0.134
17	0.059	0.147	0.167	0.02905	17	0.058	0.127
18	0.056	0.139	0.143	0.02757	18	0.055	0.120
19	0.053	0.132	0.143	0.02616	19	0.052	0.114
20	0.050	0.125	0.143	0.02517	20	0.050	0.109
21	0.048	0.119	0.125	0.02408	21	0.048	0.104
22	0.046	0.114	0.125	0.02296	22	0.046	0.099
23	0.044	0.109	0.112	0.02226	23	0.044	0.095
24	0.042	0.104	0.112	0.02157	24	0.042	0.092
25	0.040	0.100	0.112	0.02058	25	0.040	0.088
26	0.039	0.096	0.100	0.01989	26	0.039	0.085
27	0.038	0.093	0.100	0.01902	27	0.037	0.082
28	0.036	0.089	0.091	0.01866	28	0.036	0.079
29	0.035	0.086	0.091	0.01803	29	0.035	0.076
30	0.034	0.083	0.084	0.01766	30	0.034	0.074
31	0.033	0.081	0.084	0.01688	31	0.033	0.072
32	0.032	0.078	0.084	0.01655	32	0.032	0.069
33	0.031	0.076	0.077	0.01585	33	0.031	0.067
34	0.030	0.074	0.077	0.01532	34	0.030	0.066
35	0.029	0.071	0.072	0.01532	35	0.029	0.064
36	0.028	0.069	0.072	0.01494	36	0.028	0.062
37	0.028	0.068	0.072	0.01425	37	0.027	0.060
38	0.027	0.066	0.067	0.01393	38	0.027	0.059
39	0.026	0.064	0.067	0.01370	39	0.026	0.057
40	0.025	0.063	0.067	0.01317	40	0.025	0.056
41	0.025	0.061	0.063	0.01306	41	0.025	0.055
42	0.024	0.060	0.063	0.01261	42	0.024	0.053
43	0.024	0.058	0.059	0.01248	43	0.024	0.052
44	0.023	0.057	0.059	0.01210	44	0.023	0.051
45	0.023	0.056	0.059	0.01175	45	0.023	0.050
46	0.022	0.054	0.056	0.01175	46	0.022	0.049
47	0.022	0.053	0.056	0.01153	47	0.022	0.048
48	0.021	0.052	0.053	0.01126	48	0.021	0.047
49	0.021	0.051	0.053	0.01102	49	0.021	0.046
50	0.020	0.050	0.053	0.01072	50	0.020	0.045

(注) 耐用年数省令別表第九及び別表第十には、耐用年数100年までの計数が規定されています。



**申告及び減価償却資産に係る各種届出・申請は“e-Tax(イータックス)”が便利です!!**

オフィス、税理士事務所からインターネットを利用して法人税の申告、減価償却資産に係る各種届出・申請が簡単にできます。

なお、ご利用に際しては、事前に税務署への利用開始届出書の提出が必要となります。

※詳しい情報は、「e-Tax」ホームページ又はヘルプデスクで確認することができます。

「e-Tax」ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

システムの概要やご利用に当たっての手続などについて掲載しています。



是非ご利用ください!

(電話でのお問い合わせは)

eコクゼイ

● ヘルプデスク

TEL 0570-015901

利用のための手続や e-Tax ソフトなどに関するご質問にお答えします。  
全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

《ご利用時間》 月曜日～金曜日 午前 9 時から午後 5 時 (祝日等を除きます。)